

2018 年 期 実務補習所 考査問題

【会計に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<開示制度>

問 金融商品取引法第 24 条第 1 項では有価証券報告書の提出について以下のように規定されている。これに関連して以下の(1)～(4)に答えなさい。

有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（特定有価証券を除く。次の各号を除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、内国会社にあつては当該事業年度経過後（ ① ）月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に、（ ② ）に提出しなければならない。（以下、省略）

- (1) 内国会社にあつて、有価証券報告書は当該事業年度経過後何ヶ月以内に提出しなければならないか、その月数を漢数字一字で答えなさい（ ① ）。
- (2) 金融商品取引法第 24 条第 1 項で規定されている有価証券報告書の提出先を答えなさい（ ② ）。
- (3) 金融商品取引法第 24 条第 1 項には有価証券報告書の提出基準として以下の 4 つが挙げられている。空欄③～⑤にあてはまる適切な用語、数字を答えなさい。
 - a. 金融商品取引所に上場されている有価証券（上場有価証券）
 - b. 流通状況が a に準ずる有価証券（店頭売買有価証券）
 - c. 募集又は売出しにつき（ ③ ）等を提出した有価証券（a. b. を除く）
 - d. 過去（ ④ ）年間の事業年度末のいずれかの末日の株主の数が（ ⑤ ）人以上である会社

- (4) 有価証券報告書の「第一部 企業情報」は以下で構成されている。空欄⑥～⑩にあてはまる適切な用語を答えなさい。

第1	企業の概況
1	主要な経営指標等の推移
2	(⑥)
3	事業の内容
4	関係会社の状況
5	従業員の状況
第2	事業の状況
1	経営方針、経営環境及び (⑦) 等
2	事業等のリスク
3	(⑧) による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
4	経営上の重要な契約等
5	研究開発活動
第3	設備の状況
1	設備投資等の概要
2	主要な設備の状況
3	設備の新設及び除却等の計画
第4	提出会社の状況
1	株式等の状況
2	自己株式の取得等の状況
3	(⑨)
4	コーポレート・ガバナンスの状況等
	(1) コーポレート・ガバナンスの概況
	(2) 役員の状況
	(3) 監査の状況
	(4) (⑩) の報酬等
	(5) 株式の保有状況
第5	経理の状況
	(省 略)
第6	提出会社の株式事務の概要
第7	提出会社の参考情報
	(省 略)

問 企業内容開示制度について記載した以下の文章について、それぞれの問に答えなさい。

株式や社債を発行する場合の開示（発行開示）に関しては、有価証券の募集・売出しについて定められている。具体的には、有価証券の募集とは、（ ① ）かつ多数の者に対し、（ ② ）発行される有価証券の取得の申込を（ ③ ）することをいう。また、有価証券の売出しとは、（ ① ）かつ多数の者に対し、（ ④ ）発行された有価証券の売付の申込みをし、又はその買付の申込を（ ③ ）することをいう。

発行価額又は売出価額の総額が（ ⑤ ）を超え（ ⑥ ）未満の募集又は売出しが行われる場合に、その発行者は、（ ⑦ ）を提出しなければならない。

また、株式や社債を発行する会社は、投資者に（ ⑧ ）を直接交付する。

- (1) 上記文章の空欄①～⑧にあてはまる適切な用語・数値について、以下の語群より選び、選んだカタカナを答えなさい。

【語群】

ア 1億円	イ 新たに	ウ 5億円
エ 勧誘	オ 特定	カ 目論見書
キ 発行登録書	ク 実行	ケ 臨時報告書
コ すでに	サ 有価証券通知書	シ 不特定
ス 適時	セ 1,000万円	ソ 10億円

- (2) 有価証券の募集・売出しで規定されている「多数」とは何人以上のことであるか。

問 以下のうち、会社計算規則において注記することがもとめられていない事項を1つ選び、選んだアルファベットを答えなさい。

- A. 継続企業の前提に関する注記
- B. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- C. 会計方針の変更に関する注記
- D. 表示方法の変更に関する注記
- E. 会計上の見積りの変更に関する注記
- F. 誤謬の訂正に関する注記
- G. 貸借対照表に関する注記
- H. 損益計算書に関する注記
- I. 株主資本等変動計算書に関する注記
- J. 税効果会計に関する注記
- K. リースに使用する固定資産に関する注記
- L. 金融商品に関する注記
- M. 賃貸等不動産に関する注記
- N. 持分法損益等に関する注記
- O. 関連当事者との取引に関する注記
- P. 1株当たり情報に関する注記
- Q. セグメント情報に関する注記
- R. 重要な後発事象に関する注記
- S. 連結配当規制適用会社に関する注記
- T. 収益認識に関する注記

問 附属明細書について記載した以下の文章のうち、空欄①～⑥にあてはまる適切な語句を答えなさい。

附属明細書は、計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、（ ① ）および注記表の記載事項について、追加的に補足して説明する書類として、毎決算期に作成されるものである。

附属明細書の記載事項については、会社計算規則第 117 条に規定されているが、旧商法施行規則に比べると、項目は大幅に簡素化されている。具体的には、下記の項目となる。

- (1) 有形（ ② ）および無形（ ② ）の明細
- (2) （ ③ ）の明細
- (3) （ ④ ）の明細
- (4) （ ⑤ ）との取引に関する注記において記載を省略した事項
- (5) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、（ ① ）および個別注記表の内容を補足する重要な事項

なお、公開会社以外の株式会社の場合、上記のうち、「(4)（ ⑤ ）との取引に関する注記において記載を省略した事項」については、記載を必要とされていない。ただし、当該ただし書により記載を省略することができる会社は、（ ⑥ ）設置会社以外の会社であるため、附属明細書において記載が必要となるのは、（ ⑥ ）を設置していない公開会社に限定される。

問 上場企業（資本金 100 億円とする）が本決算を公表する書類はいくつかある。

そこで、法定及び取引所ルールで公表が義務づけられる書類について、それらが公表される時系列に沿って列挙しなさい。

そのうえで、取引所ルールで公表が義務付けられる書類について、法定で公表が義務付けられる書類との違いについて簡潔に説明しなさい。

問 EUR 株式会社は、資本金 16 億円、負債総額 250 億円、連結子会社を有する東証一部上場会社である。現在、会計監査人の CHF 監査法人の公認会計士 X は、経理担当者新人 A から計算書類に関する質問を受けている。これを読んだ上で、下記の問に答えなさい。

経理担当 A	: 部長から聞いたのですが、当社は会社法上の大会社にあたるそうですね。 <u>(A) 会社法上の大会社の定義</u> を教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社法第 2 条に記載されていますので、ご確認いただけませんか。
経理担当 A	: ありがとうございます。確認しておきます。 次に、注記表の記載内容について教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 98 条に記載されています。公開会社や会計監査人設置会社は、記載内容が多くなっているところに留意が必要です。また、 <u>(B) 連結計算書類</u> を作成する場合も、注記の内容が異なります。
経理担当 A	: ありがとうございます。 最後に、 <u>(c) 計算書類の附属明細書</u> には、どのような内容を記載すべきかについて教えてください。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 117 条に記載されていますので、良く読んでおいてください。
経理担当 A	: ありがとうございます。大変、参考になりました。

- (問 1) 下線部(A)について、会社法上の大会社の定義を述べなさい。
 (問 2) 下線部(B)に関連して、会社計算規則で定められている連結計算書類をすべて列挙しなさい。
 (問 3) 下線部(C)に関連して、会社計算規則第 117 条に従い、計算書類の附属明細書をすべて列挙しなさい。

問 会社法及び関連法規並びにこれらの実務に関する以下の記述について、正しいものには「○」を記載した上でその趣旨又は根拠を、間違っているものには「×」を記載した上でその理由を記載しなさい。なお、○×のみ記載した場合は採点除外とする。

- ①上場会社は、すべて会計監査人設置会社である。
- ②定時株主総会の招集通知には、計算書類の附属明細書が添付される。
- ③連結計算書類には、附属明細書が存在しない。
- ④計算書類の附属明細書は、計算書類に含まれない。
- ⑤キャッシュ・フロー計算書は、計算書類に含まれない。
- ⑥連結計算書類を作成した会社は、計算書類を作成する必要はない。

問 現在、金商法と会社法の開示を一元化すべきとの議論があります。これに関連して、「現行法規における開示」「一元化した開示」のいずれが望ましいかについて、各法令等の趣旨及び各種利害関係者の立場を踏まえつつ、あなたの考えを述べなさい。

問 計算書類及び連結計算書類の注記に関して、以下の問いに答えなさい。

- (問1) 会計監査人設置会社において、連結注記表には記載が求められないが、個別注記表には記載が求められる注記をひとつ挙げなさい。
- (問2) 会計監査人設置会社においてのみ記載が求められる個別注記表の注記をひとつ挙げなさい。

問 以下の文章は、金融商品取引法第4条第1項及び第5条第1項の抜粋である。これを読んだ上で、以下の問に答えなさい。

第四条 (A)有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は(B)有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し(①)に（ ）をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(中略)

五 (②)又は(③)の総額が(④)未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。）

第五条 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る（ ）をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、(C)次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (問1) 空欄(①)～(④)にあてはまる文言を答えなさい（丸数字のない括弧は無視してよい）。
- (問2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
- (問3) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を2つ列挙しなさい。

問 金融商品取引法及び開示府令並びに関連実務に関する以下の各問いに答えなさい。

- (問1) 開示府令における「臨時報告書」の提出事由の具体例を2つ列挙しなさい。
- (問2) 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。
- (問3) 決算短信について説明しなさい。

問 金融商品取引法及び関連法規並びにこれらの実務に従い、有価証券報告書に関する以下の問いに答えなさい。

- (問1) 有価証券報告書の提出義務に関して説明しなさい。その際、以下の点に触れること。
 ①どのような会社が提出対象になるか。②どのような場合に提出免除になるか。
 (問2) 継続開示会社の有価証券報告書の提出期限について説明しなさい。
 (問3) 計算書類及び連結計算書類では記載が求められないが、有価証券報告書において記載が求められる注記をひとつ挙げなさい。
 (問4) 有価証券報告書上、連結財務諸表に記載した場合には、個別財務諸表では記載が求められない注記をひとつ挙げなさい。

問 決算開示と実務全般について以下の問いに答えなさい。

決算実務と開示全般に関する次の記述のうち、以下の()内に適当な語句を入れなさい。また、「あり・なし」については、適切と思われるものを○(丸印)で囲みなさい。

	計算書類	有価証券報告書	決算短信
根拠法令等	(①)) 法	(②)) 法	(東京証券取引所) 上場規則
会計監査人設置会社における「監査報告書」	あり	③ あり ・ なし	④ あり ・ なし
別の書類による四半期開示制度	⑤ あり ・ なし	あり	⑥ あり ・ なし
開示システム	会社法上のウェブ開示	有価証券報告書の(⑦)) 開示(アルファベット6文字)	証券取引所に対する適時開示(⑧)) データサービス(アルファベット5文字)
比較財務諸表	⑨ あり ・ なし	⑩ あり ・ なし	あり

問 金融商品取引法に基づく開示と実務について以下の問いに答えなさい。

(全般)

次の文章は、有価証券報告書第3号様式に基づく、有価証券報告書の記載項目のうち、第一部 企業情報 第5 経理の状況の「監査証明について」記載したものです。空欄に当てはまる語句を記入しなさい。

当社は、金融商品取引法第(①)) 条の2第1項の規定に基づき、(②)) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2018年 4月1日から2019年(③))までの(④))について、ABC有限責任監査法人による(⑤))を受けています。

(継続開示)

継続開示会社の提出書類である有価証券報告書の「第一部 企業情報」の記載項目のうち、空欄に当てはまる語句を下記の語群の中から選択して記入しなさい。なお、④の2か所の空欄には同じ語句が入ります。

第1 企業の概況	1 ①) 2 沿革 (以下、略)
第2 事業の状況	1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 2 ②) 3 ③) (以下、略)
第3 設備の状況	1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 (以下、略)
第4 提出会社の状況	1 株式等の状況 2 自己株式の取得等の状況 3 配当政策 4 ④) の状況等 (1) ④) の概要 (2)) (5)) (以下、略)
第5 経理の状況	1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ① 連結貸借対照表 ② 連結損益計算書及び包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 ③ 連結株主資本等変動計算書 ④ ⑥) ⑤ 連結附属明細表 2 財務諸表等 (以下、略)

【語群】

- ・ 主要な経営指標等の推移 ・ 関係会社の状況 ・ 従業員の状況 ・ 事業等のリスク
- ・ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- ・ 経営上の重要な契約等 ・ 研究開発活動 ・ 株式の総数等 ・ 大株主の状況
- ・ 発行済株式総数、資本金等の推移 ・ 議決権の状況 ・ コーポレート・ガバナンス
- ・ 役員の状況 ・ 監査の状況 ・ 役員の報酬等 ・ 連結キャッシュ・フロー計算書

(臨時開示)

次の株券等の大量保有の開示(5%ルール)について述べた以下の文章について、空欄に入る語句を記入しなさい。

上場会社等の株券等を(①)の5%を超えて保有する者(大量保有者)は、大量保有者となった日から(②)日以内に、内閣総理大臣に株券等保有割合等を記載した報告書(③)を提出しなければならない(金融商品取引法27の23①)。

問 会社法に基づく開示と実務について以下の問いに答えなさい。

(問1) 以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入の上、理由を記述しなさい。

- 1) 貸借対照表における繰延税金資産の金額および繰延税金負債の金額については、(異なる納税主体に関わるものを除き、)その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない(会社計算規則83)。
- 2) 株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動自由については、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示することができるが、当該表示は、変動事由または金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる(株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針9項)。
- 3) 計算関係書類に関する事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位で表示する。なお、千円単位又は百万円単位で表示する場合、各単位未満の端数は切捨て、四捨五入、切上げのいずれの方式も認められる。

(問2) 附属明細書(会社計算規則117)の記載事項とされる項目のうち3つ挙げなさい。

(問3) 会社計算規則第98条第1項第1号から第18号までで規定される注記項目のうち、5つを記載しなさい。

問 取引所のルールに基づく開示と実務について以下の問いに答えなさい。

(問1) 決算短信の発表時期について、下記の()から適当な語句を選択し、解答欄に記入しなさい。

・決算短信

遅くとも決算期末後(① 30日 35日 40日 45日 50日)以内に開示することが適当とされ、(② 30日 35日 40日 45日 50日)以内(期末が月末である場合は、翌月内)の開示がより望ましいとされています。

・四半期決算短信

金融商品取引法における四半期報告書の法定提出期限が決算日後(③ 30日 35日 40日 45日 50日)以内とされていることから、決算発表の早期化の要請はされていない。

(問2) 決算短信等には監査等が不要とされている理由について述べなさい。

(問3) 上場会社が決算短信等で業績予想を開示している場合、以下の増減があった場合には適時開示が必要とされます。それぞれの項目について、当てはまる適当な数字を語群の中から選択して解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句が複数回入る場合もあります。

売上高：① _____ %以上の増減があった場合
 営業利益：② _____ %以上の増減があった場合
 経常利益：③ _____ %以上の増減があった場合
 親会社株主に帰属する当期純利益：④ _____ %以上の増減があった場合

【語群】

・ 10 ・ 20 ・ 30 ・ 40 ・ 50

問 株主から会社法 433 条第 1 項にもとづく会計帳簿及びこれに関する書類の閲覧請求が行われました。

あなたが、会社の経理担当者であったとして、次の問に答えなさい。

選択肢が提示されている場合には、適切な解答を○で囲みなさい。

- ① 会計帳簿の閲覧請求権を行使するための議決権割合は、総株主の議決権の 100 分の (1、 2、 3、 5、 10、 30) 以上である。
- ② 会社は、一定の事由があれば、会計帳簿の閲覧を拒否することができます。拒否できる事由を 2 つ以上書きなさい。
- ③ 会計帳簿等の閲覧請求の対象となる会計帳簿及びこれに関する書類の例を 3 つ以上書きなさい。

問 あなたは、知り合いのおばさんが経理を務める会社の計算書類を見せられました。

公認会計士として、計算書類に関して適切なアドバイスを行いなさい。

① 株主に送付する計算書類に次の書類が添付されています。

附属明細書	勘定科目内訳明細書
販売費および一般管理費の内訳	預金 ××銀行 円
人件費 円	〇〇銀行 円
運送費 円	売掛金 〇〇会社 円
販売手数料 円	買掛金 ××有限会社 円
雑費 円	

当該書類の添付は必要ですか？解答用紙に考えを述べなさい。

② 解答用紙に記載された書類のうち、計算書類に○をつけなさい。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、勘定科目内訳明細書、事業報告書、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、有価証券報告書

③ おばさんの会社は、リース業でした。

おばさんは、「リース業は金貸業、普通の企業と違って決算書を作るのが難しい。どうしたらより良い決算書が作れる？何を見たらいい？」と質問してきました。あなたは、どのようなアドバイスを行いますか？

問 取引所ルールにおける「決算以外の開示」として、適時開示があります。

適時開示が要請されている会社情報のうち、監査に役に立つと思われる適時開示を3つあげ、監査の役に立つ理由を述べなさい。（適時開示の例：固定資産の譲渡・取得、ストックオプションの発行、合併等）

<会計基準>

問 P社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度（以下、「当連結会計年度」）に係る連結財務諸表の作成に関して、各資料に基づき、以下の問いに答えなさい。

[資料1] 各社の要約財務諸表

(2018年3月末 要約貸借対照表)

(百万円)	P社	S1社	S2社	S3社
資産の部				
S1社株式	5,000	-	-	-
S2社株式	70,000	-	-	-
S3社株式	50,000	-	-	-
S4社株式	10,000	-	-	-
その他資産	1,200,000	20,000	300,000	70,000
資産合計	1,335,000	20,000	300,000	70,000

負債の部				
負債合計	360,000	5,000	150,000	20,000

純資産の部				
資本金	50,000	5,000	20,000	10,000
資本剰余金	125,000	-	-	-
利益剰余金	800,000	10,000	130,000	40,000
純資産合計	975,000	15,000	150,000	50,000

(2019年3月末 要約貸借対照表)

(百万円)	P社	S1社	S2社	S3社	S4社
資産の部					
S1社株式	5,000	-	-	-	-
S2社株式	2,070,000	-	-	-	-
S3社株式	50,000	-	-	-	-
S4社株式	10,000	-	-	-	-
その他資産	1,000,000	30,000	450,000	75,000	80,000
資産合計	3,135,000	30,000	450,000	75,000	80,000

負債の部					
負債合計	1,885,000	13,000	230,000	19,000	58,000

純資産の部					
資本金	50,000	5,000	20,000	10,000	10,000
資本剰余金	-	-	-	-	10,000
利益剰余金	1,200,000	12,000	200,000	46,000	2,000
純資産合計	1,250,000	17,000	220,000	56,000	22,000

S2社の資産（2018年3月末簿価：300,000百万円、2019年3月末簿価：450,000百万円）の時価は、以下のとおりである。

2018年3月末時価：600,000百万円

2019年3月末時価：850,000百万円

簿価と時価の差額は、連結上の無形固定資産に相当するものである。

(2019年3月期 要約損益計算書)

(百万円)	P社	S1社	S2社	S3社	S4社
売上高	4,000,000	50,000	500,000	300,000	15,000
売上原価	2,000,000	30,000	300,000	200,000	10,000
売上総利益	2,000,000	20,000	200,000	100,000	5,000
販売費及び一般管理費	1,500,000	10,000	100,000	80,000	2,000
営業利益	500,000	10,000	100,000	20,000	3,000
営業外損益	400,000	-	-	-	-
経常利益	900,000	10,000	100,000	20,000	3,000
特別損益	-	-	-	-	-
税引前利益	900,000	10,000	100,000	20,000	3,000
法人税等・法人税等調整額	300,000	3,000	30,000	4,000	1,000
当期純利益	600,000	7,000	70,000	16,000	2,000

(2019年3月期 各社配当実施額)

(百万円)	P社	S1社	S2社	S3社	S4社
配当実施額	200,000	5,000	-	10,000	-

[資料2] 関係会社に関する事項

(1) S1 社に関する事項

S1 社は 1979 年 4 月に P 社の 100%出資によって設立された。

S1 社は 2018 年 6 月末の株主総会において利益の配当を決議し、同月に支払いを実施している。

(2) S2 社に関する事項

S2 社は 2018 年 4 月に P 社が TOB を実施し、支配権を得た会社である。

P 社の S2 社株式取得履歴は以下の通りである。

2016 年 6 月 100 百万株 @300 円

2018 年 1 月 100 百万株 @400 円

2018 年 4 月 1,000 百万株 @2,000 円

なお、S2 社の発行済株式総数は設立以来 2,000 百万株であり、自己株式は保有していない。

(3) S3 社に関する事項

S3 社は 2010 年 4 月に設立された会社である。

P 社は、2018 年 4 月に S3 社発行済株式の 25%を 50,000 百万円で外部から取得した。

なお、S3 社は 2019 年 6 月末の株主総会において 10,000 百万円の配当を決議し、同月に支払いを実施している。

(4) S4 社に関する事項

S4 社は 2019 年 3 月に P 社と N 社（資本関係等無い外部のファンド）との折半出資で P 社の事業を沖縄で展開するために設立された会社であり、S4 社の売上原価は全て P 社からの仕入高である。

なお、P 社、N 社、S4 社の 3 社間で締結された合弁契約書において、以下の旨が定められている。

- ・ S4 社の社長及び事業所管役員は、P 社からの出向者で賄う。
- ・ N 社は 1 人以上の取締役を派遣する。
- ・ S4 社の重要事項は、全て P 社・N 社両社の合意のもとで決定する。

※P 社、S1 社、S2 社、S3 社、S4 社は日本国内に所在する株式会社であり、機能通貨・表示通貨は日本円である。また、全て 3 月末決算会社である。

[資料 3] 連結調整に関する事項等

(1) 連結上のみなし取得日に関する事項

支配獲得日が子会社の決算期末等以外である場合、前期末・期末のいずれか近い方の決算日をみなし取得日とする。

(2) 資産及び負債の時価評価に関する事項

全面時価評価法を採用する。

(3) のれん等の償却に関する事項

新規に支配権を獲得した連結子会社に係るのれんの償却期間は10年間の均等償却とし、持分法適用会社ののれん相当額については、重要性が無いものとして取得時に一括償却する。

連結上の無形固定資産の償却期間は6年間の均等償却とする。

(4) 税金・税効果に関する事項

税率は30%であり、スケジューリング可能な将来減算一時差異には回収可能性があるものとする。

問1 [資料2]の内容を前提に、P社の当連結会計年度において、S1社～S4社は以下のいずれに分類されるか、該当するものを以下より選び、選んだカタカナを答えなさい。

- | |
|-----------------|
| ア 連結子会社 |
| イ 非連結子会社 |
| ウ 持分法適用子会社 |
| エ 持分法適用関連会社 |
| オ 上記のいずれにも該当しない |

問2 以下に示されたP社の当連結会計年度の連結財務諸表に関し、空欄①～⑨にあてはまる適切な勘定科目名又は金額を答えなさい。

なお、数値は全て正の値で記載すること（マイナス表記は不可）。

2019年3月末 連結貸借対照表

(百万円)

資産の部	
のれん	(①)
その他資産	
資産合計	

負債の部	
負債合計	

純資産の部	
資本金	(②)
資本剰余金	
利益剰余金	
純資産合計	

2019年3月期 連結剰余金計算書(抜粋)

(百万円)

配当実施額	(⑨)
-------	-------

2019年3月期 連結損益計算書

(百万円)

売上高		
売上原価		
売上総利益		
販売費及び一般管理費	(③)	
営業利益		
営業外損益		
(④)	(⑤)	
その他		
経常利益		
特別損益		
(⑥)	(⑦)	
その他		
税引前利益		
法人税等・法人税等調整額	(⑧)	
当期純利益		

問 以下の記述について、記載内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

- (1) 退職給付制度は確定給付制度と確定拠出制度に大きく分けられる。確定給付制度は確定拠出制度以外の退職給付制度をいい、通常、退職金規程等に基づいてあらかじめ給付額が定められており、積み立てた年金資産で約束した給付の支払をまかなうことができない場合でも、企業が追加的に支払義務を負わない。したがって、会計上、確定した各期の掛金拠出の会計処理以外の追加的な債務の認識は不要である。
- (2) 年金資産とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられたものであり、一定の要件を満たした特定の資産をいう。期末の年金資産の額は、長期期待運用収益率を用いて計算する。
- (3) 退職給付債務の数理計算に用いられる計算基礎には割引率、長期期待運用収益率、退職率、死亡率、予想昇給率等がある。割引率とは、予想される退職給付額を割引計算するために用いられる利率であり、退職給付債務等の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならず、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法のみが認められる。
- (4) 退職給付制度の「終了」とは、退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、基金型確定給付企業年金の解散又は規約型確定給付企業年金の終了のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう。したがって、ある確定給付型の退職給付制度を他の確定給付型の退職給付制度に移行した場合には、移行前の退職給付制度は退職給付制度の終了の会計処理を行うこととなる。
- (5) 退職給付に係る負債に関する繰延税金資産の回収可能性は、まず、個別財務諸表における退職給付引当金に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産の額を計上し、これに連結修正項目である未認識項目の会計処理により生じる将来減算一時差異に係る繰延税金資産の額を合算し、この合算額について回収可能性を判断する。未認識項目の会計処理により生じた一時差異が多額であった場合には、連結財務諸表における当該繰延税金資産の回収可能性については、連結財務諸表で改めて会社分類を判断し、連結財務諸表上の会社分類に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する。

2. 以下はX2年3月期の連結包括利益計算書関係の注記（抜粋）である、空欄④、⑤に当てはまる適切な数字を答えなさい。（数字がマイナスとなる場合は△を付すこと。）

退職給付に係る調整額：

当期発生額	④
組替調整額	⑤
税効果調整前	△600
税効果額	180
退職給付に係る調整額	△420

問 以下の文章は、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」の退職給付会計に関する記載である。適切な文章となるように、空欄①～⑤に当てはまる語句を答えなさい。

- (1) 退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（ ① ）のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。
- (2) 簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数 300 人未満の企業をいうが、従業員数が 300 人以上の企業であっても年齢や（ ② ）に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては制度ごとに判断する。
- (3) 割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に（ ③ ）を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。（ ③ ）の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。
- (4) 連結財務諸表上、数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、（ ④ ）に含めて計上する。（ ④ ）累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、（ ④ ）の調整（組替調整）を行う。
- (5) 退職給付制度の終了においては、当該退職給付債務が消滅すると考えられるため、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、（ ⑤ ）として認識する。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。

問 以下の文章は、退職給付に係る引当金に関して、経営者が行った引当金の見積額を確かめるための監査手続について述べたものである。空欄①～⑤に当てはまるに適切な語句を選択肢から選び、選んだカタカナを答えなさい。

監査人は、経営者が（ ① ）に関連して会計基準等により要求される事項を適切に適用しているかどうか評価し、職業的懐疑心を発揮して監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められている。特に経営者が行う（ ① ）は不確実性が伴うため、経営者が（ ① ）を行った方法とその（ ② ）を検討することが求められている。退職給付の見積りにおいても、年金数理の専門家に計算を委託する場合及び企業内部でパッケージソフトを使用して計算を行う場合のいずれのケースにおいても、（ ③ ）が適切か否かを検討する監査手続が必要である。

（ ② ）の正確性、網羅性の検証手続としては、委託先への提出データを入手し、データの内容や基準日が委託先から要請されているものに合致していることを確認するとともに、会社の従業員データ、（ ④ ）等との整合性を確認すること、委託先からの計算結果資料を入手し、提出されたデータが使用されていることを確認すること、基準日からの調整等、（ ⑤ ）が行われる場合は、その合理性を検証することがあげられる。また、（ ③ ）の妥当性の検証手続としては、割引率、期待運用収益率、退職率、死亡率、予想昇給率等が適切に算定されていることを検証し、各（ ③ ）について見直しの要否を検証することがあげられる。

（選択肢）

ア. 統制リスク	イ. 給与データ	ウ. 異動データ	エ. 内部統制
オ. 計算基礎	カ. 会計上の見積り	キ. 客観的判断	ク. 基礎データ
ケ. 計算結果の補正	コ. 数理計算		

<個別テーマ>

問 企業結合に関する会計基準、事業分離等に関する会計基準について、以下の空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を答えなさい。

「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。

共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は（ ① ）となる。また、この場合における会計処理をパーチェス法といい、以下の手順によって行われる。

(1) 取得（ ② ）

↓

(2) 取得（ ③ ）

↓

(3) 取得（ ④ ）

「事業分離」とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。

分離元企業は、事業分離日に、次のように会計処理する。

移転した事業に関する投資が（ ⑤ ）されたとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額（移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による差額から、当該事業に係る評価・換算差額等及び新株予約権を控除した額をいう。以下同じ。）との差額を移転損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。

移転した事業に関する投資がそのまま（ ⑥ ）しているとみる場合、移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するものとする。

問 A社（公開企業 決算日3月31日）とB社（公開企業）はX2年4月1日に、A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行った。この合併について以下の問いに答えなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

（前提条件）

- ① 当該企業結合は取得とされ、取得企業はA社となった。
- ② A社は過年度にB社株式を1株当たり4で10株（B社の議決権比率10%）取得し、その他有価証券（帳簿価額40）としている。
- ③ A社とB社の発行済株式総数は、いずれも100株であり、B社の株主に割り当てるA社の株式数は、18株であった。
- ④ 合併期日におけるA社の1株当たりの株価は30、合併期日におけるB社の1株当たりの株価は6であった。
- ⑤ 合併期日におけるB社の識別可能資産の時価は、400であった。
- ⑥ A社は増加すべき株主資本のうち、200を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。
- ⑦ 合併期日の前日におけるA社及びB社の貸借対照表は次のとおりである。

A社個別貸借対照表(X2年3月31日)			
諸資産	2,000	資本金	1,000
その他有価証券	60	利益剰余金	1,040
		有価証券評価差額金	20
合 計	2,060	合 計	2,060

B 社個別貸借対照表 (X2 年 3 月 31 日)			
諸資産	300	資本金	200
		利益剰余金	100
合 計	300	合 計	300

⑧ 合併期日 (X2 年 4 月 1 日) において、A 社では合併以外の取引は行われていないものとする。

- (1) A社の合併期日における個別貸借対照表を完成させなさい。
- (2) A社の当該合併に関する連結修正仕訳を作成しなさい。

問 P 社は S1 社の株式を 100% 所有する公開企業である。当該 P 社は X1 年 3 月 31 日に S2 社の株式の 100% を 1,500 で取得し、子会社とした。X2 年 4 月 1 日に S1 社は S2 社を吸収合併した (S1 社が存続会社、S2 社が消滅会社)。この合併について、P 社及び S1 社の仕訳を作成しなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

- ① 支配獲得日の S2 社の財務諸表は以下の通りであった。なお、土地についての時価は 700 であり、その他の識別可能資産・負債については時価と簿価が一致していた。

S2 社個別貸借対照表 (X1 年 3 月 31 日)			
売掛金	400	買掛金	100
土地	400	資本金	500
		利益剰余金	200
合 計	800	合 計	800

- ② のれんは、5 年で均等償却している。
- ③ X2 年 3 月期の S2 社の当期純利益は 200 であった。
- ④ X2 年 4 月 1 日時点の S2 社の時価純資産および事業の時価は下記のとおりである。
- ⑤

・ 時 価	純 資 産	1,100
・ 事業の時価		1,700
- ⑥ S1 社は増加すべき株主資本のうち、400 を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。
- ⑦ 合併前日 (X2 年 3 月 31 日) の貸借対照表は次のとおりである。

P 社個別貸借対照表 (X2 年 3 月 31 日)			
現金預金	3,500	資本金	5,000
S1 社株式	1,000	利益剰余金	1,000
S2 社株式	1,500		
合 計	6,000	合 計	6,000

S1 社個別貸借対照表 (X2 年 3 月 31 日)			
現金預金	1,100	買掛金	100
売掛金	200	資本金	1,000
		利益剰余金	200
合 計	1,300	合 計	1,300

S2 社個別貸借対照表 (X2 年 3 月 31 日)			
現金預金	200	買掛金	200
売掛金	500	資本金	500
土地	400	利益剰余金	400
合 計	1,100	合 計	1,100

問 X社はX3年3月31日に、分社型吸収分割によりa事業を分割し、Y社(公開企業であり、X社との吸収分割前において資本関係はない)に承継した。この会社分割について、X社およびY社の仕訳を作成しなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

- ① Y社はX社に分割の対価として、Y社株式10株(効力発生日の株当たり株価100)を割り当てており、X社はY社株式をその他有価証券に分類している。
- ② Y社の払込資本の内訳については、500を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。
- ③ a事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額は以下の通りであった。

a事業に係る資産及び負債			
売掛金	400	買掛金	300
建物	800		

- ④ a事業に係る資産及び負債は全て時価と簿価が一致しており、その他に識別可能資産・負債はないものとする。

問 I社(公開企業)はX4年4月1日に株式交換によりS社を完全子会社化した。この株式交換について、以下の問いに答えなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

1. 当該企業結合は取得とされ、取得企業はI社となった。
2. I社はS社の株主に新株40株を発行した。
3. 株式交換日のI社株式の1株当たりの時価は20であった。
4. I社は株式交換に際して、取得に係る付随費用として現金預金20をX4年4月1日に外部のアドバイザーに支払っている。
5. I社の新株発行に伴う増加資本については、資本金200、資本準備金200、残りをその他資本剰余金とする。
6. 株式交換日の前日(X4年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。

I社個別貸借対照表(X4年3月31日)			
現金預金	3,000	資本金	1,500
		その他資本剰余金	1,500
合 計	3,000	合 計	3,000

S社個別貸借対照表(X4年3月31日)			
現金預金	200	資本金	500
売掛金	400	利益剰余金	100
合 計	600	合 計	600

7. S社の個別貸借対照表に計上されている資産は全て時価と簿価が一致しており、その他に識別可能資産・負債はないものとする。

- (1) 株式交換について、I社の個別財務諸表上の仕訳を完成させなさい。
 (2) 株式交換について、I社の連結修正仕訳について下記の空欄に当てはまる適切な数値または勘定科目名を記載しなさい。

交換後の I 社連結修正仕訳			
借方		貸方	
資本金	500	S 社株式	(④)
利益剰余金	100		
のれん	(①)		
(②)	(③)		

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning